

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)											
区分	番号	県規 規 範	ガイド ライ ン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ ェ ッ ク	備考
1 食品安全を主な目的とする取組											
原木林、きのこ生産場所、きのこ関連施設の環境の確認と衛生管理	1	1	1	原木林、きのこ生産場所、きのこ関連施設やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止	原木・接種・ほた木づくり	原木林、きのこ生産場所、きのこ関連施設やその周辺環境における潜在的な有害微生物・有害化学物質等の危害要因の汚染源を確認し、廃棄物や資材等からの汚染の可能性も考慮し、適切な対策をとっていた。	食品安全や環境保全を確保するため、それを脅かす危害要因がどこに存在し、どのくらいの確率で発生するかという認識の下でリスク評価を行い、そのリスクを極力回避する。	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回以上実施した。</li> <li>・汚染源があった場合適切に除去した。</li> <li>・実施していない。</li> <li>・実施しているが、対策が十分ではない。</li> </ul>		
農薬の使用	2-1	2	2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	肥料・農薬等の使用	無登録農薬、登録失効農薬は使用していない。	病害虫防除等に用いられる農薬は、農薬登録が必要である。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用していない。</li> <li>・使用した。</li> <li>・一部の施設、生産場所で誤って使用した。</li> </ul>		
	2-2	3	3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	肥料・農薬等の使用	防除前に器具を点検、清浄であることを確認し、防除後は散布器具や薬液タンクを適切に洗浄した。	散布器具内に残った薬液による適用外作物の農薬汚染を防止する。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎作業前後に実施し、汚染を防止した。</li> <li>・実施しなかった。</li> <li>・洗浄が不十分で、ほ場周辺の適用外作物から農薬が検出された。</li> </ul>		
	2-3	4	4	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上の義務)	肥料・農薬等の使用	農薬は、ラベルに記載された内容(使用できる農作物、使用量、希釈倍率、使用時期、使用回数、有効期限、使用方法等)を守って使用した。	農薬取締法を遵守し、安全なきのこを生産するために必要である。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正に使用している。</li> <li>・使用方法等に誤りがあった。</li> </ul>		
	2-4	5	5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務)	肥料・農薬等の使用	散布に際し、ドリフト低減対策を実施した。(隔障物、ノズル、風向き等)	適用外農薬や基準以上の農薬残留のリスクを防ぐため、ホダ場外への農薬飛散を防止する。隣接する園主等との情報交換も有効な対策である。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全てのホダ場で実施した。(対策: )</li> <li>・実施しなかった。</li> <li>・一部がホダ場外へドリフトし、影響を与えた。</li> </ul>		
水の使用	3-1	6	13	使用する水の水源(水道、井戸水、開放水路、ため池等)の確認。水源の汚染が分かった場合は、用途に見合った改善策の実施(特に、収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水に注意)	共通事項	使用する水源周囲に汚染源となる施設等がないことを確認した(水道水、地下水、その他)。	水源が原因できのこが汚染される危険性があるため必要である。	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回以上実施した。</li> <li>・汚染源があった場合適切に除去した。</li> <li>・実施しなかった。</li> <li>・汚染源があることを確認したが、適切に除去しなかった。</li> </ul>		
	3-2	6	13	乾燥加工時における衛生的な水の使用	共通事項	使用する水は、直接関係ない目的で使用する場合を除き、飲用適の水である。	食品安全だけでなく、きのこの品質保持のためにも、病原性微生物やその他の有害物質に汚染されていない水を使用する。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施している。</li> <li>・実施していない。</li> <li>・実施しているが、十分ではない。</li> </ul>		
					共通事項	水道水以外の井戸水、自家用水道等を使用する場合は、殺菌装置又は浄水装置が正常に作動しているかを定期的に確認し、記録している。	使用する水の安全性を確保する。	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施している。</li> <li>・実施していない。</li> <li>・実施しているが、十分ではない。</li> </ul>		

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)											
区分	番号	県規 規 範	ガイド ライ ン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ ェ ッ ク	備考
水の使用	3-2	6	13	乾燥加工時における衛生的な水の使用	共通事項	水道水以外の水を使用する場合には、年1回以上水質検査を行い、成績書を1年間以上保存している。ただし、不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行っている。	使用する水の安全性を確保するとともに、情報開示が求められた際の備えとして記録を保管しておく。	年1回以上	・実施している。		
									・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
収穫以降のきのこの管理	4	19	11	きのこの清潔で衛生的な取扱い(法令上の義務)	収穫	温度、湿度管理、その他必要な措置を通じたきのこの品質管理に注意した。	不適切な管理によるきのこの品質劣化や病原性微生物の汚染及び増殖を防ぐために必要である。	毎作業時	・全て実施した。		
					収穫	施設の清掃及び適切な補修を実施し、清潔かつ適切に維持管理を行った。	不適切な管理によるきのこの品質劣化や病原性微生物の汚染及び増殖を防ぐために必要である。	毎作業時	・実施しなかった。 ・実施したが汚染の原因となった。		
乾燥加工時の管理	5-1	13	12	作業者の衛生管理の実施	共通事項	乾燥加工に当たり、作業者は清潔な服装等の衛生管理に努めていた。	異物混入や汚染の危険性がある。	毎作業時	・実施した。		
					共通事項	作業者の健康診断等、食品衛生上必要な健康状態の把握に努めている。	病気に罹患していたり、ケガをしている作業者がきのこに直接または間接的に接触することにより、病原性微生物を汚染させ、そのきのこを介して消費者に病気を伝播する危険性がある。	毎作業時	・実施しなかった。 ・実施したが、異物混入・汚染の原因となった。		
	5-2	14	14	手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	共通事項	手洗設備は、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう維持するとともに、手洗いに適切な石けん、爪ブラシ、ペーパータオル、消毒剤等を備え、常に使用できる状態にしている。	異物混入や汚染の危険性がある。	毎作業時	・実施した。		
					共通事項	トイレ設備は定期的に清掃及び消毒を行い、常に清潔にしている。	異物混入や汚染の危険性がある。	毎作業時	・実施しなかった。		
	5-3	15	15	収穫・運搬・乾燥に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱い、洗浄	収穫・選別・包装・出荷	収穫・運搬・乾燥に使用する器具類及び運搬車等は、衛生的に保管し、適正に取扱い、定期的に洗浄を行っている。また、作業場を整理・整頓し清掃を行った。	異物混入や汚染の危険性がある。	毎作業時	・実施した。		
	5-4	16	16	乾燥加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理	選別・包装・出荷	乾燥加工施設、貯蔵施設内は、適切な内部構造の確保に努めると共に、定期的な清掃等を行ない、衛生的な管理を行った。	異物混入や汚染の危険性があります。	毎作業時	・実施しなかった。		

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)											
区分	番号	県規 規範	ガイド ライン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ ェ ッ ク	備考
乾燥加工時の管理	5-5	-	17	収穫・運搬・乾燥時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	収穫・選別・包装・出荷	収穫・運搬・乾燥時に喫煙や飲食をせず、汚染や異物混入を防止するための対策を実施した。また、防除対策を実施した場合は記録を残している。	異物混入や汚染の危険性がある。	毎作業時	・実施した。 (対策: ) ・実施しなかった。		
					包装・出荷	出荷容器、包装資材は安全性の確認されたものを使用した。	商品の安全性確保、作業者の作業安全、異物混入の防止の視点から必要である。	年1回	・安全性を確認して使用した。 ・安全性を確認しなかった。		
2 環境保全を主な目的とする取組											
農薬による環境負荷の低減対策	6-1	22	18	農薬の使用残が発生しないように必要な量を秤量して散布液を調整	農薬等の使用	農薬は使い切りできるように調合するよう努め、残った場合は適切に処理した。	農薬残液量の把握で散布ムラを補正できます。適正量の散布は環境保全につながる。	毎作業時	・毎作業時、実施した。 ・実施しなかった。 ・処理記録の一部が残っていない。		
									6-2	24	19
	6-3	-	20	農薬散布時における周辺住民等への影響回避	共通事項	防除基準などを確認し実施した。	産地全体で安全なきのこ生産に対する評価を向上させるために必要である。	毎作業時			
					共通事項	飛散が少ない形状の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルを使用した。	産地全体で安全なきのこ生産に対する評価を向上させるために必要である。	毎作業時	・全てのホダ場で実施した。 ・実施しなかった。		
					共通事項	近隣に影響が少ない天候の日や時間帯に散布した。	産地全体で安全なきのこ生産に対する評価を向上させるために必要である。	毎作業時	・全てのホダ場で実施した。 ・実施しなかった。		
					共通事項	農薬を散布する際、近隣住民等へ事前に周知した。	産地全体で安全なきのこ生産に対する評価を向上させるために必要である。	毎作業時	・全てのホダ場で実施した。 ・実施しなかった。		

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)											
区分	番号	県規 規 範	ガイド ライ ン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ ェ ッ ク	備考
廃棄物の適 正な処理・ 利用	7-1	-	21	きのこ生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施(法令上の義務)	共通事項	不要農薬や廃棄する資材は適正に廃棄し、処理記録がある。	廃棄物は適正に処理し、記録する必要がある。一時的に保管する場合は適切に分別して保管する。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
	7-2	-	22	きのこ生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)	共通事項	農業又は林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を除き、焼却していない。	廃棄物は適正に処理する必要がある。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
	7-3	34	23	廃ほだ木、きのこ残さのリサイクルの実施	共通事項	廃ほだ木、きのこ残さは再利用を行った。	資源の有効利用につながる。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
エネルギー の節減対策	8	35	24	施設・機械等でのエネルギーの使用における不必要・非効率なエネルギーの節減	共通事項	施設・機械等でのエネルギーの使用に際しては、常に節減に取り組んだ。電気配線等の点検を行い、適正な利用に努める。	地球温暖化防止となるCO2の排出抑制や、資源の有効活用につながる。省エネタイプの乾燥機の導入を進めるとともに、エンジンのアイドリングストップを励行し、空ぶかし運転を避ける。	毎作業時	・毎作業時実施した。 (取組: ) ・実施しなかった。		
生物多様性 に配慮した 鳥獣被害対 策	9	-	25	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	共通事項	侵入防止柵の設置や追払い等の被害防止対策を実施した。また、有害鳥獣を引き寄せないため、集落ぐるみでの取り組みを実践した。	鳥獣による農作物被害が中山間地帯を中心に深刻化しており、生産意欲の低下等より地域農業の崩壊の恐れも出ている。このため、効果的な侵入防止柵の設置や農作物残さを放置しない、追払いの実施など、鳥獣を引き寄せない取り組みの集落ぐるみでの実施が必要である。	毎作業時	・全て実施した。 ・実施しなかった。		
3 労働安全を主な目的とする取組											
危険作業等 の把握	10	37	26	きのこ生産活動における危険な作業等の把握	共通事項	危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握している。	きのこ生産活動現場における事故が発生しやすい危険作業等の実情を把握し、危害要因がどこに存在し、どのくらいの確率で発生する危険性があるかというリスク認識をもつ。	毎作業時	・リスク削減の対策を実行した。 ・実行しなかった。		
					共通事項	万一の事故に備え、緊急時の連絡体制一覧を作成するとともに、応急処置の知識を身につけるなど農作業安全に関する体制を整備している。	農作業事故が発生した場合に備え、緊急連絡先一覧を作成し、普段から被害を最小限に止めるための対応策を整えておく。	年1回以上	・実施した。 ・実施しなかった。 ・実施したが、十分ではない。		

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)											
区分	番号	県規 規 範	ガイド ライ ン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ ェ ッ ク	備 考
農作業従事者の制限	11	38	27	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	共通事項	作業前に作業者の健康状態を確認し、体調不良者は作業に従事させなかった。	作業者の健康管理と生産物の安全確保のために行う。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎作業時実施し、事故を防止した。</li> <li>・実施しなかった。</li> <li>・実施したが、事故の原因となった。</li> </ul>		
					共通事項	適当な休養をとり、定期的に健康診断を受ける等、日頃から健康管理に努めている。	健康管理に関しては、日常的な配慮として取り組む。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施した。</li> <li>・実施しなかった。</li> <li>・実施したが、十分ではない。</li> </ul>		
					共通事項	一日の作業時間が8時間を超えないよう努めるとともに、作業者の体調を勘案して、無理のない作業を行っている。	疲労が蓄積しないように、計画的な作業の実施に取り組む。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施した。</li> <li>・実施しなかった。</li> <li>・実施したが、十分ではない。</li> </ul>		
服装及び保護具の着用等	12-1	-	28	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	共通事項	転倒、落下物等の危険性のある場所においては、ヘルメットを着用している。	作業者の頭部のケガを防止する。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施した。</li> <li>・実施しなかった。</li> <li>・実施したが、十分ではない。</li> </ul>		
					共通事項	粉塵のある作業場所においては、防塵マスク等を着用している。	作業者の呼吸器系器官の疾病リスクを回避する。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施した。</li> <li>・実施しなかった。</li> <li>・実施したが、十分ではない。</li> </ul>		
服装及び保護具の着用等	12-2	-	28	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	共通事項	洗浄・消毒作業時においては、専用の作業衣、マスク等を着用し、作業後は適正に洗浄、保管している。	安全性に配慮した身支度で作業を行う。	毎作業時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施した。</li> <li>・実施しなかった。</li> <li>・実施したが、十分ではない。</li> </ul>		

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)											
区分	番号	県規 規 範	ガイド ライ ン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ ェ ッ ク	備考
作業環境への対応	13	一	29	きのこ生産作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	共通事項	安全作業のため作業場等の整理・整頓・清掃(3S)を実施している。	施設内に不要なものがあると農作業事故につながる恐れがあるので3Sに努め、安全を確保する。	年1回以上	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					共通事項	危険箇所の表示板設置等を実施している。	事故につながる恐れのある危険箇所の周知・徹底を図る。	年1回以上	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					共通事項	きのこの栽培場所や関連施設の出入り口においては、必要に応じて傾斜の緩和、幅広化等を実施している。	転落あるいは衝突事故につながる恐れのある作業場所におけるリスクを回避する。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					共通事項	酸欠の危険のある場所においては、換気の実施、危険表示等を実施している。	酸欠事故につながる恐れのある作業場所におけるリスクを回避する。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					共通事項	粉塵環境においては、粉塵発生源の囲い込み、吸引等を実施している。	粉塵が発生する作業場所におけるリスクを回避する。また、浮遊粉塵が周辺の住民や環境へ悪影響を与えないように配慮する。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
機械等の導入・点検・整備・管理	14-1	41	30	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理(法令上の義務を含む)	共通事項	自己及び他人に危害が生じないよう、日頃から安全意識を持って、機械・器具の日常点検や適正な操作(点検清掃時には電源を切る)等を行い、安全な作業の実施に心掛けている。	作業者は、自分自身はもとより他人にも危害が生じないよう、日頃から安全な作業の実施に努める。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					共通事項	事前に安全装置や防護カバー等の安全装備を含めて点検を行い、操作、装着の方法等についても事前に確認を行い、異常がある場合には必要な措置を行っている。	作業者は、自分自身はもとより他人にも危害が生じないよう、日頃から安全な作業の実施に努める。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)														
区分	番号	県規 規 範	ガイド ライ ン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ ェ ッ ク	備 考			
機械等の導入・点検・整備・管理	14-1	41	30	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理(法令上の義務を含む)	共通事項	運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づき適正な管理を行っている。	稼働状況や修繕等の記録を通常管理業務や更新時の参考資料として活用する。	毎作業時	・実施している。					
									・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。					
機械等の利用	15	41	31	機械、装置、器具等の適正な使用	共通事項	取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の危険回避方法等について理解している。また、取扱説明書は、保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにしている。	農業者は、自分自身はもとより他人にも危害が生じないように、日頃から安全な作業の実施に心掛ける。	年1回以上	・実施している。					
									・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。					
								共通事項	緊急時に備えて、家族や作業者全員が作業機の動力遮断方法、エンジンの停止方法を確認している。	緊急時の対応を誰もができるように、事故を想定した上で具体的な対応策を立てておく。	年1回以上	・実施している。		
												・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
共通事項	施設・機械・器具は使用の都度、清掃に心がけ、点検整備をした。	作業を安全に能率良く行うために必要である。	毎作業時	・毎作業開始前に実施し、安全を図った。										
				・実施しなかった。 ・実施したが、事故の原因となった。										
共通事項	原木を生産するための伐採現場で使用する運搬車等作業機械のトラックへの積み下ろし時は、安全に留意(補助者を置くなど)する。	トラックへの積み下ろし作業の単独作業は、作業者がトラックと運搬車に挟まれる危険がある。	毎作業時	・毎作業開始前に実施し、安全を図った。										
				・実施しなかった。 ・実施したが、事故の原因となった。										
農薬・燃料等の管理	16	43・44	32	農薬、燃料等の適切な使用(法令上の義務を含む)	肥料・農薬等の管理	農薬は鍵の掛かる場所に保管し、鍵は管理担当者を決めて管理している。	農薬の誤使用など危被害防止のため、適正に管理が必要である。	毎作業時	・実施しており、農薬の誤使用を防止した。					
									・実施していない。 ・実施したが、農薬の誤使用があった。					
								農薬の管理	農薬は飲食物容器など、他の容器に移し替えていない。	農薬の安全使用上、厳禁とする。	毎作業時	・他の容器へ移し替えていない。		
・他の容器へ移し替えた。														
肥料・農薬等の管理	農薬は、資材等と区分して保管した。	保管中の農薬飛散による他資材の汚染等を防ぐため、適正な管理が必要である。	毎作業時	・実施しており、汚染を防止した。										
				・実施していない。 ・実施したが、汚染の原因となった。										

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)											
区分	番号	県規 規 範	ガイド ライ ン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ ェ ッ ク	備 考
農薬・燃料 等の管理	16	43 ・ 44	32	農薬、燃料等の適切な使用(法令上の義務を含む)	栽培準備	こぼれた燃料が河川や周囲の環境を汚さないように、貯蔵場所の周囲に防油堤や溝を設置している。流出した場合は関係機関に連絡し、被害拡大防止対策を講ずる。	灯油等の燃油は、第4類危険物として貯蔵・管理する。	年1回以上	・実施した。 ・実施しなかった。 ・実施したが、十分ではない。		
					燃料等の管理	農業用燃料やオイルは、火災や流失、盗難などの事故の無いよう保管した。	燃料による火災事故や、液漏れによる土壌汚染を防止する。	毎作業時	・全て実施し、事故や汚染は起きなかった。 ・実施しなかった。 ・実施したが、事故や汚染の原因となった。		
事故後の備え	17	45	33	事故後のきのこ生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)	共通事項	農作業事故が発生した場合に備え労災保険(労働者災害補償保険)に加入し、必要に応じて傷害共済等各種の任意保険にも加入している。	農作業中に事故が起きてしまったときの経済的負担に備える。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
4 農業生産工程管理の全般に係る取組											
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	18	52	34	きのこ生産者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	共通事項	きのこ生産者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用に関する知識や情報の収集に努めている。	きのこ生産者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)を活かすことで、有利な条件で生産、販売ができる場合がある。	年1回	・年1回以上実施している。 ・実施していない。		
	19	52	35	登録品種の種菌の適切な使用(法令上の義務)	共通事項	登録品種の種菌を利用(譲渡等)する場合は、権利者の許諾を得ている。また、自家増殖する場合は、権利者の利用許可を得ている。	品種育成者の権利を保護する。	毎作業時	・毎作業時実施している。 ・実施していない		
ボイラー及び圧力容器使用時の登録・主任の設置	20	-	36	ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置(法令上の義務を含む)	殺菌	小型ボイラーの設置の際、設置の報告を行い、第一種圧力容器は、設置届、落成検査を行っている。	ボイラーや第一種圧力容器には潜在的な危険性がある。	設置時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
					殺菌	第一種圧力容器(小型圧力容器等を除く)の取扱いを行う場合、事業者は普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習会修了者等の有資格者のうちから作業主任者を選任している。	ボイラーや第一種圧力容器には潜在的な危険性がある。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		



■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)												
区分	番号	県規 規 範	ガイド ライ ン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ ェ ッ ク	備考	
情報の記録・保管	21-1	-	37	きのこの生産場所の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	共通事項	GAPに取組む際の基礎的な情報として、工程管理の対象となるきのこの生産場所の位置、面積、栽培管理基準等に係る記録を作成し、保存している。	きのこ生産を営む上での基本情報として管理する。	年1回	・年1回以上実施している。 ・実施していない。			
	21-2	47	38	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	肥料・農薬等の管理	農薬を使用したときは、①使用年月日、②使用場所、③対象農作物、④使用した農薬の種類又は名称、⑤単位当たりの使用量又は希釈倍率事項を帳簿に記載している。	農薬使用の安全性を確保するとともに、情報開示が求められた際の備えとして栽培履歴を残しておく。	毎作業時	・毎作業時実施している。 ・実施していない。 ・一部が台帳に未記載である。			
	21-3	48	39 ・ 40	原木、種菌、増収材、農薬、資材等の購入伝票等の保存	共通事項	過去の生産活動の内容が確認できるよう、種菌、増収材、農薬、資材等の購入伝票を保存し、関連する記録帳票も保存している。	生産活動に関する情報(種菌、増収材、農薬、資材等)を後で確認出来るようにします。伝票・記録帳票等を保存することは、GAPに基づく点検や外部からの説明の求めなどに対応する上でも必要である。	毎作業時	・全て実施している。 ・実施しなかった。 ・実施したが、一部伝票・記録がない。			
					共通事項	工程ごとの環境条件、生育の良否状況、害菌の有無、気象等について作業日誌に記録・保管している。	安全なきこの供給に資するとともに、情報開示が求められた際や出荷後の食品事故等が起きたときの備えとして栽培履歴を残しておく。	毎作業時	・全て実施した。 ・実施しなかった。 ・実施したが、一部伝票・記録がない。			
	情報の記録・保管	22-1	-	41	ボイラー及び圧力容器の定期自主検査の記録の保存(法令上の義務)	殺菌	ボイラー及び圧力容器の定期自主検査を実施し、記録を保存している。	ボイラーや第一種圧力容器には潜在的な危険性があるので、その安全性を担保する上でも、整備・検査に関する記録を保存しておく。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
		22-2	49	42	きのこの出荷に関する記録の保存	出荷	出荷年月日、出荷量等の記録を保存している。	安全なきこの供給に資するとともに、情報開示が求められた際や出荷後の食品事故等が起きたときの備えとして出荷履歴を残しておく。	毎作業時	・実施している。 ・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		

■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)											
区分	番号	県規 規範	ガイド ライン	取組事項	作業工程	チェック項目	チェック項目の必要性	管理頻度	判定	チ ェ ッ ク	備考
生産工程管理の実施	23	53	43	以下の手順による生産工程管理の実施 ①栽培計画などホグ場等を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目を策定 ②点検項目等を確認して、作業を行い、取組内容(複数の者で作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	共通事項	GAP基準に示された手順のとおり、生産工程管理に取り組んでいる。	「食品安全」「環境保全」「労働安全」を確保するため、生産から出荷に至るすべての工程を点検し、気をつけなければならないことを整理して農場管理のルールを決め、その通りにできたかどうかをチェックして記録に残す。ルール通りにできなかった場合には、何故できなかったのかを確認し、次の栽培に活かす。	毎作業時	・実施している。		
									・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
記録保存の期間	24	-	44	上記の項目に関する記録について、以下の期間保存 ①きのこの出荷に関する記録については1~3年間(保存期間は取り扱う食品等の流通実態に応じて設定) ②ポイラー及び圧力容器の自主点検の記録については3年間 ③上記①、②に関する記録以外の記録については、取扱先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	共通事項	GAP基準に示された事項のとおり、各記録を保存している。	GAP基準は、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められた点検項目に沿ったものであり、各工程における管理の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことにより、持続的な改善活動が可能となる。	毎作業時	・実施している。		
									・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
5 その他											
放射性物質汚染の対策	25	-	-	原木等の放射性物質安全性の確認	共通事項	原木等の購入にあたっては放射性物質に係る検査結果等の情報を得ている。また、検査結果(安全検査証明書)等は保管している。	きのこの食品の放射性セシウム濃度基準値を超えないように安全性を確保する。	毎作業時	・実施している。		
									・実施していない。 ・実施しているが、十分ではない。		
研修会への参加	26	-	-	研修会等へ参加、情報等の習得	共通事項	研修会参加や資料により情報を収集した。	きのこの安全性や品質向上、環境、労働安全に配慮した生産のために情報収集と栽培指標等に準拠した生産を行う。	年1回以上	・年1回以上参加し、情報を役立てている。		
									・参加しなかった。 ・参加したが役立てていない。		
					共通事項	衛生的な取り扱いのための職場研修を行った。	全員が衛生管理を理解し、きのこの衛生的な生産を行う。	年1回以上	・実施した。		
									・実施しなかった。		